

令和 6 年度第 1 回 福井市空き家等対策協議会の議事要旨等

1. 開催日時

令和 6 年 7 月 3 0 日 (火) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分

2. 出席者

野嶋委員 (会長) 西委員 (副会長) 青垣委員、田中委員、木村委員、
中川委員、辰野委員、本岡委員、姉崎委員、長谷川委員、伊藤委員

3. 報告事項

- (1) 令和 5 年度空き家等対策協議会での主な意見とその対応 (資料 1)
- (2) 福井市空き家等対策計画の進捗状況について (資料 2)
- (3) 特定空き家等の対応状況について (資料 3)
- (4) 福井市空家対策の推進に関する特別措置法の施行に関する要綱の改正について (資料 4)

4. 議 題

- (1) 住まいのエンディングノートの作成について (資料 5)
- (2) 空き家リフォームアドバイザーの新設と除却支援事業の拡充について (資料 6)
- (3) 空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正について (資料 7)

< 主な意見 (順不同) >

ア 空き家対策協議会の会議資料をホームページに公開してはどうか。

イ 空き家リフォームアドバイザー新設・除却支援事業を拡充の実現に向けて取り組んでいただきたい。

令和5年度 福井市空き家等対策協議会での主な意見とその対応

協議会での主な意見	意見に対する市の対応等
ア 空き家の相談は、本来は不動産業者が窓口になるべきだが、店舗には一般の方が来づらい、相談しにくいところがある。空き家使いたいバンクの創設によって、空き家の流通促進に繋げていただければと考えている。	令和6年2月、空き家使いたいバンク創設した。空き家活用希望者の情報もホームページに公開することで、空き家所有者の空き家バンク登録を促進し、空き家の流通促進に繋げていく。
イ 空き家使いたいバンク、空き家家財処分支援制度の実現に向けて取り組んでいただきたい。	空き家使いたいバンクを令和6年2月、空き家家財処分支援制度を令和6年4月より開始した。 空き家使いたいバンクは、令和6年2月に1件、令和6年6月に1件申請があった。

福井市空き家等対策計画の 進 捗 状 況

令和6年4月

福 井 市

目 次

基本方針 空き家等の発生予防

- (1) 高齢者世代への効果的な情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 幅広い世代への効果的な情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 地域ぐるみの空き家対策の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 建物の空き家化の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

基本方針 空き家等の適正な管理の促進

- (1) 空き家等の実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 空き家等相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 空き家等の適正管理への支援・周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基本方針 空き家等の流通支援

- (1) 空き家等の利活用に関する情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 空き家等の利活用に関する支援（所有者向け）・・・・・・・・・・ 1 1
- (3) 空き家等の利活用に関する支援（利活用希望者向け）・・・・・ 1 2
- (4) 他部署等と連携した空き家等の利活用支援・・・・・・・・・・ 1 4

基本方針 老朽空き家等の除却促進

- (1) 管理不全空き家等の解消促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- (2) 特定空き家等の除却促進・(4) 空き家等除却後の跡地の活用・・・・・ 1 7
- (3) 所有者不明空き家等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

福井市空き家等対策計画 進捗管理要領

第1（趣旨）

福井市空き家等対策計画（要領中、以下「計画」という。）を着実に実施するため、福井市空き家等の適正管理に関する条例施行規則第3条2項1号に基づき、福井市空き家等対策協議会（要領中、以下「協議会」という。）において、定期的に計画の進捗状況を協議する。

第2（対象）

協議会では、原則、計画の施策体系の主な施策のうち、実施主体が市として記載されている取り組みの進捗状況を協議する。

第3（様式等）

進捗状況の管理は次表により行うものとし、施策の体系ごとに作成する。

第4（作成要領）

- （1）表中1～4の「基本方針」、「施策の方向性」、「具体的な施策・事業」は、計画第4章 空き家等対策の取組み：36～46ページ）の中から転記する。
- （2）「今年度の取組」は、当該年度中に取り組んだことを記入する。
- （3）「進捗状況・実績」は、前項の取組みの結果を記入する。
- （4）「課題等」は、当該施策で抱えている課題等を記入する。
- （5）「次年度の取組予定・変更点」は、次年度に取り組むこと及び新たにに取り組むことを記入する。

第5（作成期日）

作成期日は、毎年3月31日とする。

《福井市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（抄）》

第3条 （協議会）

2 協議会における審査、調査及び協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第22条第9項から第11項までに規定する行政代執行に関すること。
- (3) その他空き家等の適正管理、利活用等に関することで、市長又は会長が必要と認めること。

基 本 方 針	空き家等の発生予防
施策の方向性	(1) 高齢者世代への効果的な情報発信 (2) 幅広い世代への効果的な情報発信
具体的な 施策・事業	1. 老人クラブ等への出前講座の開催 2. 介護サービス事業者等への情報発信 3. 民生委員児童委員への情報発信 4. 新 住まいのエンディングノートの作成【重点項目】 5. 空き家等の広報番組での周知 6. 空き家等支援制度のパネル展示 7. 空き家無料相談会の開催（別頁に記載） 8. 新 福井市空き家等利活用等検討会議の設置（別頁に記載）
令和 5 年度の 取組	1 - 1 出前講座を実施 ・ショッピングシティ・ベル（ 8 月） ・大原簿記法律専門学校（ 1 月） ・ラブリーパートナーエルパ（ 3 月）  （ベルの風景） 2 — 1、 3 - 1 官民協働事業により空き家情報冊子「住まいのこれから」を作成、配布。 高齢者と接する機会の多い地域包括支援センターや介護サービス事業者、民生委員に空き家情報冊子「住まいのこれから」を配布し、空き家の相続や活用方法等を周知。  5 - 1 空き家の利活用についての広報番組を制作。 広報ふくい、福井市公式 LINE、ホームページで空き家の管理責任や利活用について周知し、適正管理や利活用について情報発信を行うことにより、空き家所有者の意識啓発。 6 - 1 空き家問題に関するパネル展を 6 回実施し、幅広い市民への普及啓発。 【パネル展の実施概要】 ・ 福井県建築士会【建築情報フェスタ】へのパネル出展（ 6 月） ・ 無料相談会と併せて実施したパネル展（ 8 月、 1 1 月、 1 2 月） ・ 出前講座と併せて実施したパネル展（ 1 月、 3 月）

進捗状況・実績

1 - 1 出前講座等の実施回数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
回数		1	2	1	1	1	3	3

2 - 1、3 - 1 空き家情報冊子「住まいのこれから」配布数（単位：冊）

年度	R4	R5
配布数	6,600	7,015

【R5 配布数内訳】

	配架場所	配架部数
庁内	窓口（住宅政策課）	100
	連絡所（8施設×30部）	240
	サービスセンター（4施設×30部）	120
	図書館（相談会での配布；4施設×10部×3回）	120
	図書館（第2回相談会での特設コーナー）	120
	市政情報発信コーナー	100
庁外	老人クラブ連合会（180クラブ×10部）	1,800
	地域包括支援センター（13箇所×30部）	390
	各公民館（49箇所×30部）	1,470
	民生委員（471人×5部）	2,355
	その他	200
合計		7,015

5 - 1 広報番組等制作一覧（R4～）

年度	番組名
R4	・いきいき情報ふくい「考えよっさ！空き家のこと」（福井ケーブルテレビ）
R5	・市役所通信「空き家情報バンクについて」（まちかど放送ラジオ） ・福いっぱいテレビ「空き家を眠らせない！！～福井市の空き家対策」（福井放送）

6 - 1 パネル展の実施回数

年度	R5
回数	6

基 本 方 針	空き家等の発生予防																											
施策の方向性	(3) 地域ぐるみの空き家対策の支援																											
具体的な 施策・事業	9.自治会などへの周知啓発 10.新地域での空き家等対策への支援																											
令和5年度の 取組	9 - 1 自治会長に配布する自治体ガイドブックに、空き家相談窓口について掲載し、自治会からの情報提供の呼びかけ。																											
進捗状況・実績	9 - 1 自治会ガイドブック（参考） <table><thead><tr><th>キーワード</th><th>担当課</th><th>連絡先</th></tr></thead><tbody><tr><td>河川管理</td><td rowspan="2">河川課</td><td>TEL 20-5492</td></tr><tr><td>洪水・土砂災害ハザードマップ</td><td>FAX 20-5745</td></tr><tr><td>空き家対策</td><td>住宅政策課</td><td>TEL 20-5571</td></tr><tr><td>福井市下水道内水ハザードマップ</td><td>雨水対策室</td><td>TEL 20-5651 FAX 20-5446</td></tr><tr><td>防火委員会</td><td>消防局予防課</td><td>TEL 20-3997 FAX 20-3119</td></tr><tr><td rowspan="3">福井市総合防災訓練</td><td>(救急・救助・水防訓練)</td><td>TEL 20-3998</td></tr><tr><td>消防局救急救助課</td><td>FAX 20-3119</td></tr><tr><td>(避難所設営・運営訓練)</td><td>TEL 20-5234</td></tr><tr><td></td><td>危機管理課</td><td>FAX 20-5235</td></tr></tbody></table> 基礎知識 加入促進 白	キーワード	担当課	連絡先	河川管理	河川課	TEL 20-5492	洪水・土砂災害ハザードマップ	FAX 20-5745	空き家対策	住宅政策課	TEL 20-5571	福井市下水道内水ハザードマップ	雨水対策室	TEL 20-5651 FAX 20-5446	防火委員会	消防局予防課	TEL 20-3997 FAX 20-3119	福井市総合防災訓練	(救急・救助・水防訓練)	TEL 20-3998	消防局救急救助課	FAX 20-3119	(避難所設営・運営訓練)	TEL 20-5234		危機管理課	FAX 20-5235
キーワード	担当課	連絡先																										
河川管理	河川課	TEL 20-5492																										
洪水・土砂災害ハザードマップ		FAX 20-5745																										
空き家対策	住宅政策課	TEL 20-5571																										
福井市下水道内水ハザードマップ	雨水対策室	TEL 20-5651 FAX 20-5446																										
防火委員会	消防局予防課	TEL 20-3997 FAX 20-3119																										
福井市総合防災訓練	(救急・救助・水防訓練)	TEL 20-3998																										
	消防局救急救助課	FAX 20-3119																										
	(避難所設営・運営訓練)	TEL 20-5234																										
	危機管理課	FAX 20-5235																										

基 本 方 針	空き家等の発生予防																																			
施策の方向性	(4) 建物の空き家化の予防																																			
具体的な 施策・事業	11.被相続人居住用家屋等確認書の発行 12.多世帯同居リフォーム支援事業 13.多世帯近居中古住宅取得支援事業（別頁に記載）																																			
令和5年度の 取組	11-1 被相続人居住用家屋等の譲渡に係る特定措置(3,000万円控除)の概要チラシを活用し、相談者に対応。 1. 制度の概要 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。 ○本措置のイメージ 被相続人が居住の用に供していた家屋及びその敷地 → 相続 → 空き家 → 取壊し → 更地 → 譲渡 耐震リフォーム(耐震性がある場合は不要) → 譲渡 ポイント1! (相続) ポイント2! (空き家) ポイント3! (取壊し) 空き家の譲渡所得3,000万円特別控除の適用(※) (※)本特例を適用した場合の譲渡所得の計算 譲渡所得 = 譲渡価額 - 取得費(譲渡価額×5%(※)) - 譲渡費用(除却費用等) - 特別控除3,000万円 ※ 取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算 【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合 <前提条件> ・昭和55年建築 ・除却費200万円 ・被相続人が20年間所有 ・取得価額不明 ○本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額: 0円 (500万円 - 500万円×5% - 200万円 - 3,000万円)×20% = 0円 ○本特例がない場合の所得税・個人住民税額: 55万円 (500万円 - 500万円×5% - 200万円)×20% = 55万円 税制面でのインセンティブにより相続で発生した空き家等（除却後の敷地を含む）の流通を促進する制度																																			
	12-1 多世帯同居リフォーム支援事業について、広報ふくい・ホームページ・チラシを通じて建築・不動産などの関係団体や市民に発信し、制度周知。																																			
進捗状況・実績	11-1 被相続人居住用家屋等確認書の交付 (単位: 件)																																			
	<table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>耐震リフォーム</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>取壊し</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>24</td><td>23</td><td>23</td><td>21</td><td>13</td></tr><tr><td>合計</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>25</td><td>23</td><td>23</td><td>21</td><td>14</td></tr></table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	耐震リフォーム	0	0	0	1	0	0	0	1	取壊し	4	5	9	24	23	23	21	13	合計	4	5	9	25	23	23	21
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																												
耐震リフォーム	0	0	0	1	0	0	0	1																												
取壊し	4	5	9	24	23	23	21	13																												
合計	4	5	9	25	23	23	21	14																												
	12-1 多世帯同居リフォーム支援事業実績(H27年度～) (単位: 件)																																			
	<table><tr><td>年度</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>件数</td><td>4</td><td>10</td><td>13</td><td>17</td><td>12</td><td>9</td><td>9</td><td>12</td><td>7</td></tr></table>	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	件数	4	10	13	17	12	9	9	12	7															
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																											
件数	4	10	13	17	12	9	9	12	7																											

基 本 方 針	空き家等の適正な管理の促進																																																																																
施策の方向性	(1) 空き家等の実態把握																																																																																
具体的な 施策・事業	1. 市内全域での実態調査の実施 2. 市民からの情報提供に基づく外観調査の実施 3. 空き家等総合相談窓口の設置（別頁に記載） 4. 空き家管理データベースの活用																																																																																
令和５年度の 取組	１－１ 空き家実態調査（令和４年度全数調査）の継続。 １－２ 新規に把握した「空き家等ではないかと思われるもの」について所有者調査。 ２－１ 市民から相談や情報提供があった空き家等の外観調査を実施し、状態を確認し、その状態に応じて情報提供・助言。 ４－１ 令和５年度に新たに把握した空き家等に関する情報をデータベース化し、空き家等に関する情報の検索・抽出が容易にできるよう整備。																																																																																
進捗状況・実績	１－１ 実態把握調査結果 <table><tr><th>年度</th><th>H29 (全数調査)</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4 (全数調査)</th><th>R5</th></tr><tr><td>調査対象</td><td>7,386</td><td>1,045</td><td>295</td><td>747</td><td>-</td><td>8,191</td><td>472</td></tr><tr><td>空き家等ではない</td><td>5,687</td><td>780</td><td>239</td><td>581</td><td>-</td><td>6,250</td><td>377</td></tr><tr><td>空き家等</td><td>1,695</td><td>264</td><td>56</td><td>165</td><td>-</td><td>1,929</td><td>95</td></tr><tr><td> A</td><td>949</td><td>175</td><td>36</td><td>128</td><td>-</td><td>1,069</td><td>84</td></tr><tr><td> B</td><td>485</td><td>55</td><td>12</td><td>22</td><td>-</td><td>510</td><td>9</td></tr><tr><td> C</td><td>159</td><td>24</td><td>4</td><td>11</td><td>-</td><td>212</td><td>2</td></tr><tr><td> D</td><td>73</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td><td>90</td><td>0</td></tr><tr><td> E</td><td>29</td><td>7</td><td>1</td><td>3</td><td>-</td><td>48</td><td>0</td></tr><tr><td>調査不能</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>-</td><td>12</td><td>0</td></tr></table> 空き家等の老朽度： 福井市空き家等対策計画 16 ページ参照	年度	H29 (全数調査)	H30	R1	R2	R3	R4 (全数調査)	R5	調査対象	7,386	1,045	295	747	-	8,191	472	空き家等ではない	5,687	780	239	581	-	6,250	377	空き家等	1,695	264	56	165	-	1,929	95	A	949	175	36	128	-	1,069	84	B	485	55	12	22	-	510	9	C	159	24	4	11	-	212	2	D	73	3	3	1	-	90	0	E	29	7	1	3	-	48	0	調査不能	4	1	0	1	-	12	0
年度	H29 (全数調査)	H30	R1	R2	R3	R4 (全数調査)	R5																																																																										
調査対象	7,386	1,045	295	747	-	8,191	472																																																																										
空き家等ではない	5,687	780	239	581	-	6,250	377																																																																										
空き家等	1,695	264	56	165	-	1,929	95																																																																										
A	949	175	36	128	-	1,069	84																																																																										
B	485	55	12	22	-	510	9																																																																										
C	159	24	4	11	-	212	2																																																																										
D	73	3	3	1	-	90	0																																																																										
E	29	7	1	3	-	48	0																																																																										
調査不能	4	1	0	1	-	12	0																																																																										

基 本 方 針	空き家等の適正な管理の促進
施策の方向性	(2) 空き家等相談体制の充実
具体的な 施策・事業	5. 空き家等総合相談窓口の設置 6. 空き家無料相談会の開催【重点項目】
令和5年度の 取組	5 - 1 住宅政策課に空き家等相談窓口を設置し、各種相談にワンストップで対応。 6 - 1 空き家等所有者向けの空き家無料相談会を3回開催。 ・開催日程 【第1回】令和5年8月18日(金) 9時30分～16時 開催場所 福井市役所企業局庁舎5階 大ホール 【第2回】令和5年11月2日(木) 9時30分～16時 開催場所 福井市役所本館1階 市民ホール 【第3回】令和6年1月5日(金) 9時30分～16時 開催場所 福井市役所別館5階 大講堂 ・相談者数 84組 ・協力団体 福井市自治会連合会、福井地方法務局、福井県司法書士会、福井県行政書士会、福井県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会福井県本部、福井県建築士会、福井県建築士事務所協会、福井市社会福祉協議会 【周知方法】 ・庁舎内、各公民館、地域包括支援センター、図書館等のチラシ設置 ・広報ふくい(6月25日号、9月25日号、11月10日号) ・ホームページ、市公式ライン ・福井新聞及び日刊県民福井の広告(福井県と協同) ・相談会希望者や実態調査で把握した空き家所有者への個別案内 相談風景 (第1回) (第2回) (第3回)    福井新聞記事(令和5年8月19日) 

基本方針	空き家等の適正な管理の促進															
施策の方向性	(3) 空き家等の適正管理への支援・周知															
具体的な 施策・事業	7. 空き家等管理チェックリストの作成 8. 固定資産税納税通知書を活用した適正管理依頼 9. 死亡に伴う手続きハンドブックの配布 10. 空き家適正管理サービス利用への支援															
令和5年度の 取組	7 - 1 空き家管理セルフチェックリストを相談者に個別に渡し、自主的な空き家の状態確認の促進。 8 - 1 固定資産税納税通知書（封筒）に記載し、空き家の適正管理や利活用について啓発。 ・固定資産税納税通知書（封筒）への記載															
	固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者が納める税金です。年の途中で相続・売買等により所有者の変更があった場合や、家屋の取り壊し等があった場合でも、税額は変わりません。 <table><tr><th colspan="3">固定資産税・都市計画税の納期限 口座振替中込期限</th></tr><tr><th>第1期・全期</th><th>4月末日</th><th>3月末日</th></tr><tr><th>第2期</th><th>7月末日</th><th>6月末日</th></tr><tr><th>第3期</th><th>12月25日</th><th>11月末日</th></tr><tr><th>第4期</th><th>2月末日</th><th>1月末日</th></tr></table> ※納期限が土曜・日曜・祝日又は国定祭日の場合は、その翌営業日が納期限になります。 - 税金は納期限までに納めましょう。 - コンビニエンスストアやスマホ決済で市税を納めることができます。 ※バーコードが印刷された納付書に貼り付けます。 ※スマホ決済で納付の際は、領収証等は発行されません。 【土地や家屋の使用状況等に変更があった場合には、資産数値等をご連絡ください】 □土地や家屋の用途や用途に変更があった場合 □家屋を新築、増築した場合 □固定資産の修正申告をする場合 □用途変更等により用途制限や減免の要件に該当しなくなった場合 【空き家の適正な管理をお願いします】 空き家は個人の財産です。適正に管理し、名目上「貸付」や「売却」や「管理下を空き家（や「特定空き家」）に認定され、固定資産税等の住宅用軽減税率が適用される場合があります。定期的に建物の状態を確認し、適正な管理（敷き草刈りや除草など）をお願いします。 問合せ先：福井市役所 住宅政策課 TEL：(0776)20-5571 【本道住宅政策課の活用をお願いします】 近年、大規模な修繕が必要になっています。修繕の計画を立てるには、建物の状態が不可欠です。昭和55年5月以前に建築された一戸建ての住宅は、住宅の老朽化が進んでいる可能性があります。お住まいの市町村に「住宅の老朽化対策」について、相談や助成を受けられる場合があります。 問合せ先：福井市役所 建築指導課 TEL：(0776)20-5574	固定資産税・都市計画税の納期限 口座振替中込期限			第1期・全期	4月末日	3月末日	第2期	7月末日	6月末日	第3期	12月25日	11月末日	第4期	2月末日	1月末日
	固定資産税・都市計画税の納期限 口座振替中込期限															
第1期・全期	4月末日	3月末日														
第2期	7月末日	6月末日														
第3期	12月25日	11月末日														
第4期	2月末日	1月末日														
	9 - 1 ご遺族サポートハンドブック（市民サービス推進課発刊）への記載（ページ抜粋）															
	6 お住まいになられていた家が空き家になったとき 住宅政策課（市役所本館4階） TEL:20-5571 福井市では空き家を有効に活用し、定住促進を図るために福井市空き家情報バンクを開設しています。空き家を売りたい方・貸したい方の空き家情報を、空き家を活用したい人に紹介する制度です。 空き家情報バンクへの登録をご検討される方は、住宅政策課へご相談ください。 なお、登録申込書等はホームページにも掲載しています。 https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/akiyotaisaku/p003410.html ⚠️ ご注意ください ・管理が不十分な空き家等の場合、法律や条例に基づき、市が建物の修繕や樹木の剪定等について指導する場合があります。 ・近隣住民や周辺環境に配慮した適正な管理をお願いします。															
	10 - 1 適正管理サービスを利用する際の費用の一部を支援し、所有者の空き家管理の負担軽減。															
進捗状況・実績	○ 空き家適正管理促進事業実績（R4年度～）（単位：件） <table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>	年度	R4	R5	件数	1	0									
年度	R4	R5														
件数	1	0														

基 本 方 針	空き家等の流通支援
施策の方向性	(1) 空き家等の利活用に関する情報発信
具体的な 施策・事業	1. 空き家等実態調査結果に基づく所有者への意向確認 2. 空き家等所有者への周知活動 3. 空き家情報バンク等での情報発信【重点項目】 4. 新 空き家活用事例の情報発信 5. 不動産関係者等への周知活動 6. 新 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録促進 7. DIY 型賃貸借制度の周知 8. 新 空き家活用希望者の情報発信
令和 5 年度の 取組	1 - 1 令和 4 年度空き家実態調査（全数調査）で把握した「空き家等ではないかと思われるもの」について、適正管理や利活用等の啓発を実施。 （利活用可能と思われるもの 179 件） 2 - 1 令和 5 年度空き家実態調査（追加調査）で把握した「空き家等ではないかと思われるもの」について、適正管理や利活用等の啓発を実施。 （利活用可能と思われるもの 67 件） 2 - 2 みどり図書館に空き家問題に関する書籍の特設コーナーを設置し、幅広い世代への普及啓発。 ・設置期間 令和 5 年 9 月 30 日（土）～ 10 月 30 日（月） ・配架内容 相続、実家じまい、終活、相続手続き、不動産取引、DIY などに関する書籍 空き家啓発チラシ ・書籍の展示 65 冊の関連本を特設 ・貸出状況 最終日に 24 冊残 5 - 1 空き家情報バンクの登録のメリットや登録方法、利活用ニーズなどをホームページやチラシで空き家所有者や不動産事業者に発信し、制度周知。 8 - 1 空き家使いたいバンク制度を開始 （令和 6 年 2 月～）



進捗状況・実績

3 - 1 空き家情報バンク登録件数（平成 19 年～）

年 度	登録件数			成約件数			取下げ件数		
	売買	賃貸	合計	売買	賃貸	合計	売買	賃貸	合計
H19	1	0	1	0	0	0	0	0	0
H20	1	0	1	0	0	0	0	0	0
H21	1	7	8	1	1	2	0	0	0
H22	3	24	27	0	7	7	0	0	0
H23	3	19	22	4	22	26	0	2	2
H24	4	0	4	0	4	4	0	3	3
H25	3	9	12	4	6	10	0	2	2
H26	10	8	18	4	8	12	2	2	4
H27	13	13	26	7	9	16	3	1	4
H28	9	5	14	7	9	16	1	2	3
H29	8	4	12	9	6	15	1	1	2
H30	18	6	24	12	5	17	1	0	1
R1	14	2	16	15	2	17	3	2	5
R2	22	3	25	13	2	15	3	1	4
R3	49	10	59	39	4	43	5	2	7
R4	47	6	53	26	4	30	10	1	11
R5	65	6	71	38	11	49	10	1	11
合計	271	122	393	179	100	279	39	20	59

令和 5 年度末登録件数 55 件（登録件数 393 件 - 成約件数 279 件 - 自主取下げ 59 件）

8 - 1 空き家使いたいバンク登録件数（令和 5 年 2 月～）

年度	登録件数	成約件数	取下げ件数
R5	1	0	0
合計	1	0	0

基 本 方 針	空き家等の流通支援											
施策の方向性	(2) 空き家等の利活用に関する支援（所有者向け）											
具体的な 施策・事業	9. 空き家流通アドバイザーの登録・派遣 10. 空き家無料相談会の開催（別頁に記載） 11. 空き家リフォーム支援事業 12. 空き家診断促進事業 13. 新所有者の活用意識を高める支援											
令和5年度の 取組	9 - 1 アドバイザー派遣、空き家リフォーム支援、空き家診断促進等、空き家所有者の利活用意識を向上させるような支援を実施。 9 - 2 アドバイザーのコーディネート力向上及び資質向上のため、アドバイザー派遣事業の派遣事業者を対象とした説明会を開催。  (説明会風景) 13 - 1 各支援事業について、広報ふくいやホームページを通じて建築・不動産などの関係団体や空き家所有者に発信し、制度周知。 13 - 2 過去の相談者や新たに発覚した空き家所有者に対し、個別に事業周知を行い、制度の活用を促進。											
進捗状況・実績	9 - 1 空き家流通アドバイザー派遣事業実績（H26年度～）（単位：件）											
	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	件数	5	2	1	1	3	5	3	10	16	19	
	9 - 1 空き家流通アドバイザー登録数（R5年度末時点） 24社（43名）											
	11 - 1 空き家リフォーム支援事業実績（H30年度～）（単位：件）											
	年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	3	2	0	2	6	4	5	1	3	4	5	
	購入者	0	1	0	1	4	3	3	1	3	4	5
	借主	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	所有者	3	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0
12 - 1 空き家診断促進事業実績（H30年度～）（単位：件）												
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5						
件数	1	0	1	0	1	0						

基 本 方 針	空き家等の流通支援																																																											
施策の方向性	(3) 空き家等の利活用に関する支援（利活用希望者向け）																																																											
具体的な 施策・事業	14. 空き家取得支援事業 15. 多世帯近居中古住宅取得支援事業 16. 空き家リフォーム支援事業 17. 空き家居住家賃支援事業 18. 空き家診断促進事業（別頁に記載） 19. 住宅金融支援機構と連携した空き家対策 20. 新リフォーム済み空き家取得への支援																																																											
令和5年度の 取組	14, 15, 16, 17 各支援事業について、広報ふくい・ホームページ・チラシを通じて建築・不動産などの関係団体や空き家所有者、利活用希望者などに発信し、制度周知。 14, 15, 16, 17 UI ターン世帯・子育て世帯・新婚世帯に加え、被災者世帯を新たに補助対象世帯に追加。																																																											
進捗状況・実績	14—1 空き家取得支援事業の実績（H28年度～）（単位：件） <table><tr><td>年 度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>件 数</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>7</td><td>9</td><td>7</td></tr><tr><td>U・I ターン</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>子育て</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>7</td><td>5</td></tr><tr><td>新婚</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>被災者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr></table> リフォーム済安心R住宅の加算実績：なし	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	件 数	3	4	2	2	2	7	9	7	U・I ターン	3	1	1	2	1	1	1	0	子育て		3	1	0	0	4	7	5	新婚					1	2	1	2	被災者								0					
	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																			
	件 数	3	4	2	2	2	7	9	7																																																			
	U・I ターン	3	1	1	2	1	1	1	0																																																			
	子育て		3	1	0	0	4	7	5																																																			
	新婚					1	2	1	2																																																			
	被災者								0																																																			
	15 - 1 多世帯近居中古住宅取得支援事業（R3年度～）(単位：件） <table><tr><td>年 度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>件 数</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	年 度	R3	R4	R5	件 数	2	2	1																																																			
	年 度	R3	R4	R5																																																								
	件 数	2	2	1																																																								
16 - 1 空き家リフォーム支援事業の実績（H25年度～）【再掲】（単位：件） <table><tr><td>年 度</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>件 数</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>6</td><td>4</td><td>5</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>購入者</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>借主</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>所有者</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 空き家取得支援事業との併用は、うち5件	年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	件 数	3	2	0	2	6	4	5	1	3	4	5	購入者	0	1	0	1	4	3	3	1	3	4	5	借主	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	所有者	3	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																	
件 数	3	2	0	2	6	4	5	1	3	4	5																																																	
購入者	0	1	0	1	4	3	3	1	3	4	5																																																	
借主	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0																																																	
所有者	3	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0																																																	

1 7 - 1 空き家居住家賃支援事業（H28～H30、R2～）

（単位：件）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	0	1	0		0	2	1	3
U・I ターン	0	1	0		0	1	0	1
子育て					0	0	0	2
新婚					0	1	1	0
被災者								0

基 本 方 針	空き家等の流通支援				
施策の方向性	(4) 他部署等と連携した空き家等の利活用支援				
具体的な 施策・事業	21. 新 福井市空き家等利活用等検討会議の設置 22. 立地適正化計画と連携した空き家への支援 23. 市街化調整区域の集落内に点在する空き家等の有効活用				
令和5年度の 取組	2 1 - 1 福井市空き家等利活用等検討会議を2回実施。 【空き家等利活用等検討会議の概要】 【第1回】令和5年6月9日（金） 【第2回】令和5年8月4日（金） 【主な検討内容】 空き家家財処分支援事業（空き家内の家財処分費の補助） 空き家使いたいバンク事業（空き家活用希望者の情報発信） 空き家情報バンク事業（空き家を売りたい・貸したい人の情報発信）				
進捗状況・実績	2 1 - 1 空き家等利活用等検討会議の開催回数（単位：回） <table border="1"> <tr> <td>年 度</td><td>R5</td></tr> <tr> <td>件 数</td><td>2</td></tr> </table>	年 度	R5	件 数	2
年 度	R5				
件 数	2				

基 本 方 針	老朽空き家等の除却促進
施策の方向性	(1) 管理不全空き家等の解消促進
具体的な 施策・事業	1.他部署と連携した所有者等特定の迅速化 2.外観目視による建物調査の実施 3.管理不全空き家等への情報提供・助言 4.老朽危険空き家等除却支援事業【重点項目】
令和5年度の 取組	1 - 1 固定資産税情報や住基ネット、水道情報等を活用した、空き家等所有者の把握。 2 - 1 水道開閉栓や使用状況情報を活用し、空き家を効率的に調査。 3 - 1 住民からの通報に基づき外観調査や立入調査を行い、その結果に応じた所有者等に対する空家特措法に基づく情報提供及び助言・指導。 3 - 2 管理不全空き家等を3ヶ月毎に現地確認し、改善されていない場合には空き家等所有者に対し訪問や文書送付するなど、継続的に情報提供及び助言・指導。 3 - 3 令和4年度空き家実態調査（全数調査）で把握した「空き家等ではないかと思われるもの」について、除却支援事業の補助対象になる81件の空き家等所有者に対し、無料相談会や老朽危険空き家等除却支援事業の案内を実施。 4 - 1 老朽危険空き家等除却支援事業について、老朽危険化した空き家等5件（特定空き家等4件を含む）今後老朽危険化するおそれのある準老朽危険空き家等4件の除却を支援。

進捗状況・実績

3 - 1 , 3 — 2 管理不全空き家等の解消（年度毎）

発生 年度	管理不全 (A)	解消年度											合計 (B)	未解消 (A)-(B)
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
H25	63	20	4	9	4	6	2	2	1	1	2	1	52	11
H26	37		18	10	1	2	0	1	0	0	1	1	34	3
H27	42			15	11	4	0	3	0	1	4	0	38	4
H28	53				18	16	6	4	3	2	0	0	49	4
H29	77					17	26	11	3	8	0	0	65	12
H30	121						48	23	15	9	2	3	100	21
R1	71							17	24	6	1	3	51	20
R2	60								28	18	5	1	52	8
R3	45									23	11	1	35	10
R4	51										20	9	29	22
R5	50											14	14	36
合計	670	20	22	34	34	45	82	61	74	68	46	33	519	151

(A): 苦情相談による空き家特措法第12条に基づく情報提供及び助言・指導件数

4 - 1 老朽危険空き家等除却支援事業実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	82	59	87	101	104	106	104	110
申請件数	12	10	17	11	15	14	11	9
交付件数	8	10	17	11	14	14	11	9
自主解体	6	5	6	6	4	4	0	3
指導物件	2	5	11	5	5	5	6	5
特定空き家	(-)	(3)	(5)	(2)	(3)	(2)	(4)	(4)
跡地活用タイプ	-	-	0	0	0	0	0	0
準老朽	-	-	-	-	4	5	4	4
旧耐震基準	-	-	-	-	1	0	1	0

基 本 方 針	老朽空き家等の除却促進																																																																																																													
施策の方向性	(2) 特定空き家等の除却促進 (4) 空き家等除却後の跡地の活用																																																																																																													
具体的な 施策・事業	5.他部署と連携した合同立入調査の実施 6.法務と連携した相談、相続人調査 7.空き家特措法を活用した改善指導の実施 8.定期的な状況把握 9.老朽危険空き家等除却支援事業（特殊要件）【重点項目】（別頁に記載） 10.空き家特措法に基づく措置の厳格な実施 11.固定資産税等の住宅用地特例の適用除外 14.老朽危険空き家等除却支援事業（跡地活用タイプ） 15.跡地活用事例の収集・周知																																																																																																													
令和5年度の 取組	5 - 1 建物の状況等の専門的な所見が必要であると判断した管理不全空き家等に対し、関係所属と合同で法9条に基づく立入調査を実施し、空き家等の状態に応じた助言・指導。（3件） 6 - 1 福井県司法書士会と連携し、相続人を未確定の老朽危険空き家等所有者の相続人調査を実施。（1件、相続人6人） 7 - 1 新たに特定空き家等に認定した空き家所有者等に対し、助言・指導書に除却支援事業のパンフレットを同封し、の呼びかけ。（3件） 8 - 1 特定空き家等を中心に、定期的な老朽化の確認や台風等の自然現象の影響が考えられる場合の市内パトロール等を行い、影響の把握を進め、所有者等へ速やかな改善指導の実施。 15 - 1 空き家の除却後、跡地を地域利用している事例をホームページに掲載。																																																																																																													
進捗状況・実績	5 - 1 合同立入調査実績（管理不全空き家 151 件中） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">調査項目内容</td><td>立入調査数</td><td>41</td><td>13</td><td>37</td><td>27</td><td>13</td><td>10</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr> <td>景観</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>悪臭</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>廃棄物</td><td>5</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>防犯</td><td>16</td><td>5</td><td>15</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>衛生動物</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>有害鳥獣</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>往来への支障</td><td>8</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>保安上</td><td>36</td><td>13</td><td>36</td><td>27</td><td>13</td><td>10</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr> <td>火災予防</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> R2 年度より、立入調査前に所有者へ助言・指導を実施。早期の解決が図られるようになったことによる立入調査数の減少。									年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	調査項目内容	立入調査数	41	13	37	27	13	10	9	3	景観	1	0	1	1	0	0	0	0	悪臭	1	0	1	2	0	0	0	0	廃棄物	5	0	3	1	0	0	0	0	防犯	16	5	15	2	0	0	0	0	衛生動物	0	0	0	0	0	0	0	0	有害鳥獣	0	0	0	1	0	0	0	0	往来への支障	8	1	3	3	0	0	0	0	保安上	36	13	36	27	13	10	9	3	火災予防	0	0	0	0	0	0	0	0
年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																					
調査項目内容	立入調査数	41	13	37	27	13	10	9	3																																																																																																					
	景観	1	0	1	1	0	0	0	0																																																																																																					
	悪臭	1	0	1	2	0	0	0	0																																																																																																					
	廃棄物	5	0	3	1	0	0	0	0																																																																																																					
	防犯	16	5	15	2	0	0	0	0																																																																																																					
	衛生動物	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																					
	有害鳥獣	0	0	0	1	0	0	0	0																																																																																																					
	往来への支障	8	1	3	3	0	0	0	0																																																																																																					
	保安上	36	13	36	27	13	10	9	3																																																																																																					
	火災予防	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																					

6 - 1 福井県司法書士会との協定に基づく相続人調査及び相談件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	1	2	1	2	1	1	1	1
調査件数		1	2	2	1	2	1	1

7 - 1 空家特措法第 22 条に基づく指導等の措置（特定空き家等）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
特定空き家等 認定件数 (A)	21 (21)	26 (5)	41 (15)	51 (10)	56 (5)	57 (1)	62 (5)	65 (3)	
措置 内容	助言指導	18	7	15	9	4	1	4	62
	勧告	0	0	0	0	0	0	0	0
	命令	0	0	0	0	0	0	0	0
	代執行	0	0	0	0	0	0	0	0
	略式代執行	0	0	0	0	0	0	0	0
改善(B)	0 (0)	8 (8)	16 (8)	26 (10)	31 (5)	37 (6)	42 (5)	46 (4)	
差引 (A)-(B)	21	18	25	25	25	20	20	19	

下段括弧内は、新規認定件数及び改善件数

基 本 方 針	老朽空き家等の除却促進								
施策の方向性	(3) 所有者不明空き家等に関する措置								
具体的な 施策・事業	12. 条例に基づく代行措置 13. 相続財産管理人の市長申立て								
令和5年度の 取組	1 3 - 1 根抵当権が設定されている相続人不存在の空き家等で、相続財産清算人制度を活用した場合の手続きについて相談し、申立てする際に解決すべき課題等の明確化。								
進捗状況・実績	1 2 - 1 代行措置実施状況								
	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	件数	-	1	1	2	5	0	1	0
	・ 自然災害等で所有者不明な空き家等の状態が著しく悪化したとき又は、悪化するおそれがあるときは、所有者に代わり、必要最小限の措置（代行措置）の実施								
	【想定される代行措置の内容】								
	・ 脱落しそうになっている建材を釘で打ちつける。 ・ 落ちそうになっている瓦を敷地内におろす。 ・ 飛散しそうな建材にネットをかける。								
進捗状況・実績	1 3 - 1 相続財産清算人の申立て件数								
	年度	R2	R3	R4	R5				
	件数	1	1	0	0				
	・ 令和2・3年度に申し立てした2件については、解決。 ・ グリーンハイツ3丁目160番地の所有者不明な空き家等について、不動産団体に購入を打診。								